

2011年11月30日

「農林水産省生物多様性戦略の見直し案」に対する意見

認定 NPO 法人 トラ・ゾウ保護基金
理 事 長 戸川久美
事務局長理事 坂元雅行

○4頁17行目

【意見の趣旨】

下線部のとおり修文する。

「する場合があるとともに、・・・」

【意見の理由】

科学的事実を則して記述の正確を期するため。「耕作放棄地の増加」により「里地里山に昔から見られた生きもの」のすべてが常に減少するという根拠はない。逆に、「耕作放棄地の増加」（例えば水田の湿地化）により、生息条件が好転する種も十分あり得るところである。

○5頁15行目

【意見の趣旨】

下線部のとおり修文する。

「・・・懸念されることから、生物多様性保全の視点からの農山漁村の活性化が必要である。」

【意見の理由】

記述の趣旨を明確にし、誤解を避けるため。

原案では、まず「農山漁村の活性化」ありきで、その形態、方法を問わないかのように受け取られるおそれがある。本項の趣旨は、9～10行目の記述からうかがわれるとおり、「生物多様性保全の視点を取り入れた」「農山漁村の活性化」をより推進することのはずである。

○9頁19行目

【意見の趣旨】

下線部のとおり修文する。

「・・・生物種の減少が見られる場合があるとともに、・・・」

【意見の理由】

4頁17行目に対する意見に同じ。

○10頁1行目

【意見の趣旨】

下記のとおり新たな項目を加入し、以下段落番号を繰り下げる。

記

(1) 生物多様性保全をより重視した生産基盤整備の推進

都道府県の土地利用基本計画において農業地域が区分され、その一部が市町村の農業振興地域整備計画（農地利用計画）によって農用地区域に指定されている。農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業生産基盤の整備が計画的に推進される。しかし、農地は、もともと自然地域を改変して整備されるものであることから、絶滅危惧種を含む野生生物の生息地が農用地区域内に存在する場合もある。また、農用地区域を除く農業振興地域内の農地等では、土地改良等による近代化した計画的農業よりも粗放的な農業が行われ、特に良好な生息地となっている場合もある。

そこで、生物多様性保全をより重視した農地整備を推進する観点から、土地利用基本計画及び農業振興地域整備計画等農地整備にかかわる計画において、生態系の機能と野生生物の生息状況を損なわない、農業振興地域・農用地区域のゾーニング、土地改良事業、耕作放棄地再生利用事業等各種関連事業の実施のあり方を調整することとする。

【意見の理由】

戦略の背景となる現状認識について述べる4頁(3)では、基盤整備及び営農の2つの側面における「生物多様性への農林水産業による負の影響」が述べられ、それへの対応として「近年は」基盤整備の側面では「環境に配慮した生産基盤整備」を、営農の側面では「環境保全型農業」を実施しているとされている。

ところが、具体的な「取組」にかかわる10頁以下の記述では、もっぱら営農の側面での記述しかなく（原案(1)、(2)）、基盤整備に関する「取組」が抜け落ちている。このままでは、現状認識と対策（取組）が不対応と言わざるを得ない。

○13頁12行目

【意見の趣旨】

下線部のとおり修文する。

「・・・捕獲鳥獣の食肉としての適正な利活用の促進など」

【意見の理由】

記述の趣旨を明確にし、誤解を避けるため。

捕獲鳥獣の利活用については、鳥獣保護法による捕獲規制違反誘発のおそれ等負の側面があることも否定できないにもかかわらず、捕獲鳥獣の利活用が、その形態、方法を問わず生物多様性保全に資するかのよう^に受け取られるおそれがある。

○22頁7行目

【意見の趣旨】

次の文を末尾に加入する。

「特に、ツキノワグマの大量出没には広葉樹の実りの豊凶が影響しているといわれており、野生鳥獣による人身被害、農林被害防止の観点からも、在来広葉樹の積極的な育成が求められている。」

【意見の理由】

上記意見の趣旨のとおり。

○23頁2行目

【意見の趣旨】

下線部のとおり加入する。

「適切な保全管理を推進する。また、例えば西表島におけるように、自然休養林におけるオーバーユースが生息地劣化を引き起こす事例も見られるので、生物多様性保全の視点からレクリエーション利用を適正化するための国有林管理に努める。さらに、野生」

【意見の理由】

上記意見の趣旨のとおり。

○28頁11行目

【意見の趣旨】

下線部のとおり加入する。

「そのため、新たな沿岸開発、埋め立てなどによる藻場、干潟の減少を回避するとともに、漁業者を中心とする」

【意見の理由】

戦略の背景となる現状認識について述べる28頁5～7行目では、（高度経済成長期の）沿岸開発及び埋め立ての脅威について述べられている。

ところが、具体的な「取組」にかかわる11頁以下の記述では、過去の脅威の影響緩和・回復措置について述べられているのみである。このままでは、現状認識と対策（取組）が不対応と言わざるを得ない。

○30頁11行目

【意見の趣旨】

下線部のとおり修文する。

「・・・削減を図る。また、適正な漁業活動を通じた海洋生物資源の持続」

【意見の理由】

記述の趣旨を明確にし、誤解を避けるため。

漁業の生物多様性保全に対する負の側面をも否定できないのであるから、「海洋生物資源の持続的利用」は「適正な」漁業活動によってのみ可能であることを明確にすべきである。

○3 1 頁 2 1 行目

【意見の趣旨】

下線部のとおり修文する。

「・・・地域漁業管理機関及びワシントン条約を通じて、・・・」

【意見の理由】

取組の前提となる現状認識において、ワシントン条約による海洋生物資源の国際取引管理を求める動きがあることを指摘しながら、取組においてそれにふれないことは不整合である。

○4 2 頁 1 2 行目

【意見の趣旨】

削除線、下線部のとおり修文する。

「~~農林水産業は生物多様性の保全に寄与するものであることから、農林水産業を適正に復興させる~~・・・」

【意見の理由】

記述の趣旨を明確にし、誤解を避けるため。

冒頭から、農林水産業が生物多様性に与える正の側面、負の側面を認識した上で、正の側面を活かし、負の側面を抑えるための取り組みについて述べられてきたにもかかわらず、「農林水産業は生物多様性の保全に寄与するものである」という断定的記述は、上記の客観的考察と対策構築の意図を反故にする印象を与える。

以上